

総務教育常任委員会資料

(令和8年4月21日)

〔件名〕

- ・ 令和7年国勢調査による人口・世帯数（概数値）について
【統計課】・・・2
- ・ 私立中学校就学支援金について
【教育学術課】・・・3
- ・ 鳥取県の「教育に関する大綱」の一部改訂について
【教育学術課】・・・5
- ・ 公立鳥取環境大学の教育改革（令和10年度学科再編）について
【教育学術課】・・・6
- ・ 鳥取県庁改革プランにおける令和7年度の取組結果について
【行財政改革推進課】・・・8
- ・ 第3回行政改革プロジェクトチーム会議の開催結果について
【行財政改革推進課】・・・10
- ・ 令和7年度第2回鳥取県協働連携会議の開催結果について
【行財政改革推進課】・・・11
- ・ 鳥取大火企画展「下田一清が見た鳥取大火」の開催について
【公文書館】・・・12

総 務 部

令和7年国勢調査による人口・世帯数（概数値）について

令和8年4月21日
統 計 課

令和7年10月1日現在で行われた令和7年国勢調査について、鳥取県が独自に集計した人口及び世帯数の概数値をとりまとめましたので、4月20日（月）に公表しました。

※この概数値は今後精査され、総務省が令和8年5月に公表予定の人口速報結果と相違がある場合があります。

○鳥取県人口は523,732人で、前回（令和2年国勢調査）と比べ、29,675人（5.4%）減少し、減少幅は、1.9ポイント（△3.5%→△5.4%）拡大しました。

○総世帯数は220,185世帯で、前回と比べ、443世帯（0.2%）増加しました。

○前回と比べ、すべての市町村で人口が減少しました。

【減少した主な市町村】

①鳥取市：9,099人減（188,465→179,366）、②米子市：4,071人減（147,317→143,246）

③倉吉市：3,234人減（46,485→43,251）、④境港市：1,681人減（32,740→31,059）

○増減率（対前回比）で見ると、若桜町、日南町、日野町、智頭町、三朝町、江府町の6町で減少率が10%以上でした。

①若桜町：18.4%減（2,864→2,337）、②日南町：14.5%減（4,196→3,588）、③日野町：14.2%減（2,907→2,494）

④智頭町：12.0%減（6,427→5,655）、⑤三朝町：11.8%（6,060→5,346）、⑥江府町：11.5%減（2,672→2,364）

○このたびの令和7年国勢調査人口（概数値）のとりまとめを受けて、各月1日現在の推計人口についても基準値を令和7年10月1日現在の概数値に切り替えました。この結果、令和8年3月1日現在の推計人口は521,218人、4月1日現在の推計人口は519,148人となりました。

【補正後の推計人口（令和8年4月1日現在）】※4/20公表

人口：519,148人（男248,328人、女270,820人） 総世帯数：219,378世帯

1 概数値（人口・世帯数）の概要

（1）鳥取県の人口と世帯数の状況 — 人口の対前回比は5.4%の減少 —

鳥取県の人口は、523,732人で、前回（令和2年国勢調査）と比べ、29,675人（5.4%）減少しています。また、総世帯数は、220,185世帯で、前回と比べ、443世帯（0.2%）増加しています。

区分	概数値	構成比	対前回増減（R2～R7）	【参考】H27～R2比較	
人口	総数	523,732人	100.0%	△29,675人（△5.4%）	△20,034人（△3.5%）
	男	250,541人	47.8%	△13,891人（△5.3%）	△9,273人（△3.4%）
	女	273,191人	52.2%	△15,784人（△5.5%）	△10,761人（△3.6%）
総世帯数	220,185世帯	—	+443世帯（+0.2%）	+2,848世帯（+1.3%）	

（2）市町村別人口の状況 — すべての市町村で減少 —

すべての市町村で人口が減少しています。

また、増減率（対前回比）で見ると、若桜町（△18.4%）、日南町（△14.5%）、日野町（△14.2%）、智頭町（△12.0%）、三朝町（△11.8%）、江府町（△11.5%）の6町で減少率が10%以上となっています。

2 概数値を基準とした令和8年4月1日現在の推計人口

「鳥取県の推計人口」について、令和8年4月1日現在の推計人口の発表から基準値を当該令和7年10月1日現在の概数値に切り替えて公表します。

区分	鳥取県人口推計値 （令和8年4月1日現在）	
人口	総数	519,148人
	男	248,328人
	女	270,820人
総世帯数	219,378世帯	

3 今後の公表予定

①人口速報集計・・・令和8年5月

全国、都道府県及び市区町村別の男女別人口及び世帯数の速報結果

②確定結果（人口等基本集計）・・・令和8年9月

人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果

③その他・・・令和9年3月以降（順次）

就業状態等基本集計、従業地・通学地集計、人口移動集計などの公表

私立中学校就学支援金について

令和8年4月21日
教育 学 術 課

私立中学校就学支援金について、県議会からの附帯意見に対して、以下のとおり対応しておりますので、報告します。

1 令和8年度の私立中学校就学支援金の取扱い

- ・物価高騰、人件費高騰を踏まえ私立中高一貫校における高校の授業料引上げに合わせて、中学校についても授業料を引き上げられたことから、保護者の費用負担が増えることがないよう配慮し、全ての所得区分の世帯について授業料引上げ相当額の支援を行う。
- ・消費者物価指数の上昇を考慮し、授業料完全無償化の範囲を年収590万円から年収700万円に拡充し、年収910万円まで支給上限額の階段（別添参照）を設け、応能負担により支援を行う。

2 国要望の実施（予定）

松本文部科学大臣に「私立中学校に通う義務教育段階の生徒への経済的支援」について、要請活動を実施する。

日時：令和8年4月21日（火）14：15～14：30

場所：文部科学大臣室

<国要望内容>

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、教育を受ける権利の保障や公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設すること。

3 今後の取り組み方針

令和9年度の以降の授業料支援を含むあり方について、速やかに私立学校協会と議会を含めた協議の場を設け、県議会、私学協会、県、県教委と調整しながら検討を進めてまいりたい。

私立中学校就学支援金について

令和8年3月25日
教育学術課

私立中学校就学支援金について、県議会から提出された附帯意見「令和8年度の執行にあたり、現在在籍している生徒に係る費用負担が増えないよう配慮しつつ、応能負担の観点から支給基準となる保護者の所得の上限・支給額について適切に見直すこと。」に基づき、以下のとおり対応します。

【保護者の費用負担が増えない配慮】

○保護者の費用負担が増えることがないよう、全ての所得区分の世帯について授業料引上げ相当額の支援を行う。

- ・県内私立中学校は、物価高騰、人件費高騰を踏まえて、一貫の私立高校の授業料引上げに合わせて、中学校についても授業料を引き上げられる方針(月額 33,000 円→月額 38,100 円)であることから、保護者の費用負担が増えることがないよう全ての所得区分の世帯について、授業料引上げ相当額の支援を行います。

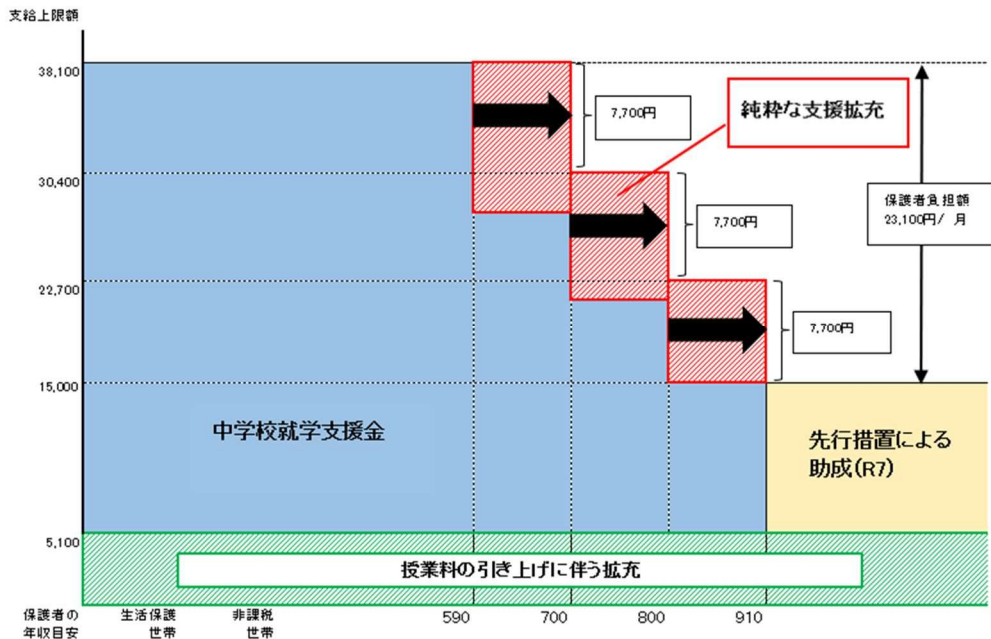
【授業料完全無償化の範囲を年収 590 万円から年収 700 万円へ拡充・応能負担により支援】

○授業料完全無償化の範囲を年収 590 万円から年収 700 万円に拡充し、年収 910 万円まで支給上限額の階段を設け、応能負担により支援を行う。

- ・H26 年度の就学支援金制度変更(国制度に準じた所得基準の見直し)時から、消費者物価指数の上昇を考慮すると、年収 590 万円→年収 700 万円となります。
- ・また、H26 年度に国が所得制限を設けた際に、全国家計構造調査(総務省統計局)の世帯類型別所得(夫婦と子ども2人世帯)を参考としており、当時の「世帯収入の中央値」が 590 万円でした。現在、中央値は掲載されていませんが、直近の当該調査では、平均年収(夫婦と子ども2人世帯)は 768.7 万円であり、700 万円は一定の妥当性があると思われます。
- ・H26 年度の 590 万円未満世帯は約半数でしたが、現在は約 1/3 となっています。今回、700 万円未満世帯へ拡充すると、制度変更時と同様に約半数が授業料満額支援の対象としてカバーされることが見込まれています。

【改正後】

- ・保護者の費用負担が増えることがないよう、全ての所得区分の世帯について授業料引上げ相当額の支援を行う。
- ・授業料完全無償化の範囲を年収 590 万円から年収 700 万円に拡充し、年収 910 万円まで支給上限額の階段を設け、応能負担により支援を行う。



区分	生活保護世帯	非課税世帯	590 万円未満	590～700 万円未満	700～800 万円未満	800～910 万円未満	910 万円以上
授業料月額	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100
授業料支援月額	38,100	38,100	38,100	38,100	30,400	22,700	15,000
保護者負担額	0	0	0	0	7,700	15,400	23,100
保護者負担額 (現行制度からの増減)	0	0	0	△13,200	△10,450	△7,700	0

鳥取県の「教育に関する大綱」の一部改訂について

令和8年4月21日
教育学術課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和8年4月1日付けで一部改訂しましたので、報告します。

1 改訂の概要

○第一編（令和5年度から令和8年度までの中期的な取組方針）

一人ひとりが輝く社会となるよう以下を追記する。

- ・地域の高等教育機関等と連携した教員養成・確保対策や、教員として採用された者の奨学金の支援など教職志向性の高い学生の支援策等の充実。
- ・いわゆる高校無償化とあわせて公立高校や専門高校等の魅力化・特色化の推進を図るため、地域の産業界や高等教育機関等と連携し、社会変革を見据えた専門性の高度化など高校教育改革を推進。
- ・国の支援開始に伴い、公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）における学校給食費の抜本的な負担軽減を推進。
- ・情報的健康（情報の信頼性や安全性を確かめること、バランスよく情報摂取することの習慣化、適切に見極める力を高めることなど）の取組の展開。

○第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）

令和8年度の重点取組施策に改訂するとともに、学力向上に係る新たな指標等を設定する。

2 改訂のポイント

〈第二編（令和8年度重点取組施策）～新規・拡充事業の主なもの～〉

項目	新規・拡充する施策の概要
1	<p>主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進</p> <p>学力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の指導体制強化（小学校中学年以上における教科担任制の転換の加速、チーム担任制等を活用した指導体制の再構築）、教員研修の強化等による若手教員の指導力向上、児童生徒の理解度・つまずきの状況に合わせた指導システム構築等により基礎学力の定着を図る。 <p>教員の安定的な確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度に「地域教員希望枠」が新設される鳥取大学及び山陰地域で唯一の教員養成学部のある鳥根大学と連携した教員養成・確保対策を進める。 <p>魅力ある学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3分野（専門性高度化・理数系人材育成・地域資源を生かした学びの推進）において高校教育改革を先導する拠点校を創出し、取組・成果を他の県立高校に普及し県立高校の魅力化・特色化の推進を図る。
2	<p>社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進</p> <p>県内企業等の情報を知る仕組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内の就職に関する情報及び地域との関わりを継続するための情報を提供する「LINEとりふる」の登録を働きかけるとともに、とりふるの更なる機能・利便性の向上を図る。 ・県内高等教育機関がその知見や魅力を県内の小中高生に伝える取組を支援し、児童・生徒・学生の県内定着を促進する。
3	<p>誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり</p> <p>不登校対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」の設置を市町村と連携して進め、子どもの自己肯定感を醸成する取組等を進める。 ・鳥取大学が新設する、居場所提供や相談支援を行う「こども・若者 commons」への運営支援、特別な教育課程に基づく教育を行う学びの多様化学校の設置準備支援など、多様な学びの場の確保に向けた取組を進める。 <p>電子メディア適正利用啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者等に対して、電子メディアが乳幼児の発達に及ぼす影響や電子メディアに依存しすぎない育児等について啓発を行う幼児メディアアドバイザーの派遣を行う。
4	<p>一人一人に寄り添った多様なニーズに対応した特別支援教育の充実</p> <p>ICTを活用した多様な学びの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒一人一人が障がい特性に応じたICT活用によって教科等の学習効果を高め、社会的障壁を軽減できるよう、専門的な知見のある講師による指導助言等を受けながら個別最適な学びの充実を図る。
5	<p>健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興</p> <p>中学校部活動の地域展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに市町村が認定した地域クラブの運営に対する支援を行うとともに、圏域ごとの意見交換会等を開催するなど伴走型の支援を行い、休日の部活動の地域展開を推進する。また、部活動指導員や外部指導者を配置する市町村への支援を行い、教員の負担を軽減するとともに、活動の充実を図る。

公立鳥取環境大学の教育改革（令和10年度学科再編）について

令和8年4月21日
教育学術課

公立鳥取環境大学は、大学志願者数が近く減少に向かうことを踏まえ、更なる大学の魅力向上により安定的な志願者確保を図るため、令和8年度から3年間をかけて、教育方法、カリキュラム、学科再編の三段階で改革を進めることとしており、この度、令和10年度に予定している学科再編について公表（入試予告）することからその概要を報告します。

1 公立鳥取環境大学の教育改革案（三段階で進める教育改革）

(1) [令和8年4月] 学生の成長を主眼とした教育方法の変更（実施済）

- ・社会に求められる学生の能力を整理し、成長過程を可視化する取組（アクティブラーニングの推進、シラバスの見直し、成績評価ガイドラインの策定、授業時間の変更（90分→100分））

(2) [令和9年4月] 人間形成教育のカリキュラム変更

- ・社会のニーズに沿った人材育成（グリーン人材、デジタル人材、地域人材の育成のための科目新設等）
- ・AI 数理データサイエンス分野の全学必修化、全学共通の地域実践型学習の新設

(3) [令和10年4月] より魅力的な教育内容等に関する検討（学部学科体制の見直し）

- ・環境分野が広範囲に及ぶことから、受験生等に環境学部の学修内容を分かりやすく示すため、現在の1学科体制を、「環境学科」と「保全生物学科」の2学科体制に変更。
- ・併せて、産業界等のニーズを踏まえ、従来の経営学部の地域経営分野に加え、環境学科での地域デザイン分野の人材育成を強化するなどの拡充を進めており、経営学部の定員20名程度を環境学部に移動。
- ・教育内容の検討にあたっては、現在の大学の規模を維持しつつ、受験生のニーズを踏まえ、学問分野の組み換え等により競争力の強化を図る方針。

2 令和10年度学部学科再編に伴う入学者選抜における変更点について（予告・第1報）について

令和10年4月、環境学部に「保全生物学科」を新設するにあたり、令和8年4月中に学科名や教育内容等について入試予告することとしています。

(1) 新学科「保全生物学科」の学びのポイント

- ・野生生物や生態系について学び、自然のしくみやつながりを理解する。
- ・地域の自然をフィールドにした授業に重点をおき、専門分野の力を身につける。
- ・自然を保全するだけでなく、管理や活用まで考え、地域や社会の未来に役立てる力を身につける。

(2) 学部・学科と募集人員（予定）

学部	学科	募集人員(～R9)	募集人員(R10～)
環境学部	(新)保全生物学科	—	70名
	環境学科	150名	100名
経営学部	経営学科	150名	130名

3 学科再編構想の取組経過及び今後のスケジュール（想定）

令和7年8月 第3回公立鳥取環境大学の魅力向上に向けた有識者会議

※大学から学部等再編の検討状況を報告し、意見交換

9月 常任委員会報告（公立鳥取環境大学の魅力向上に向けた有識者会議での検討状況）

11月 第4回公立鳥取環境大学の魅力向上に向けた有識者会議

令和8年2月 令和7年度第2回新生公立鳥取環境大学運営協議会

常任委員会報告（公立鳥取環境大学の教育改革の検討状況）

4月 改組に係る入試予告（第1報：学科名と設置時期を公表）

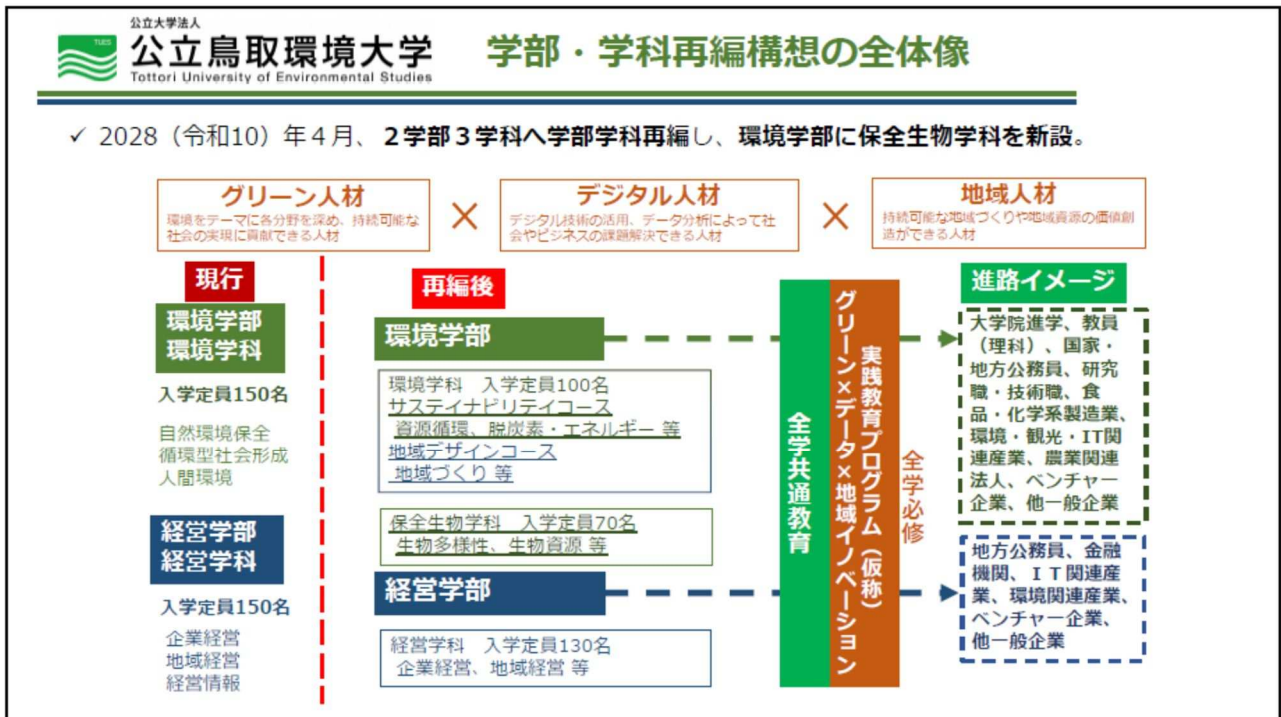
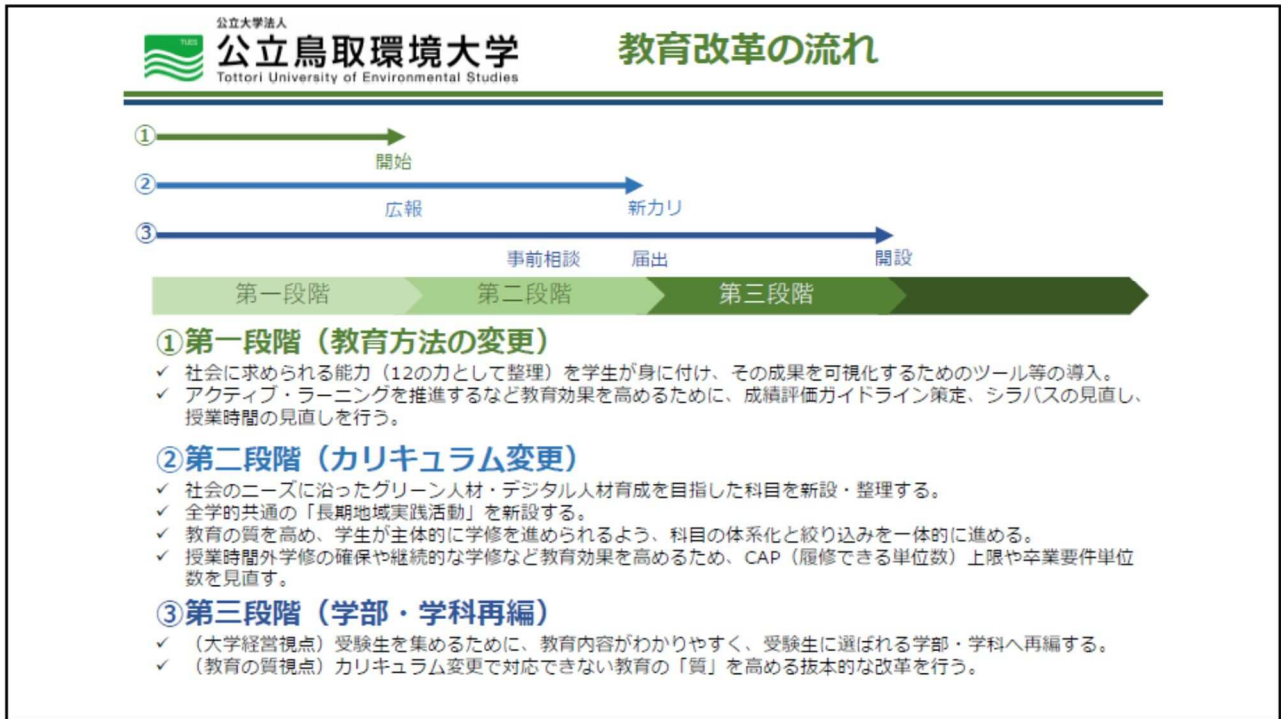
8月 改組に係る入試予告（第2報：受験科目等を公表）

令和9年4月 文部科学省へ設置届出

※令和9年度中に中期目標、中期計画の変更

令和10年4月 新学科開設

<公立鳥取環境大学の教育改革の流れ等>



鳥取県庁改革プランにおける令和7年度の実績について

令和8年4月21日
行財政改革推進課

県政の持続的発展に向け、限られた行政資源（人員・予算）を最大限活かした県政運営を行っていくため、「県庁改革の基本指針」（※）及び「目指す県庁の姿」を示し、それを実現するための取組の方向性を定めた「鳥取県庁改革プラン」の令和7年度の実績について報告します。

※県庁改革の基本指針

- 1 健全かつ機動的な財政運営の堅持 2 簡素で効率的・筋肉質な組織づくり 3 無理・ムダのない効率的な行政運営へ

1 取組総括

- 令和8年度当初予算編成後において、財政誘導目標の3つの指標（財政調整型基金残高、実質的な県債残高、プライマリーバランス）いずれについても数値目標の範囲内となり、健全な財政運営を堅持した。
- 令和8年度組織編制において、現行職員定数（3,083名±0）を維持しながら、重要行政課題に臨機応変、柔軟に対応できる筋肉質な組織を構築した。

2 主な取組内容

（1）人材育成・組織力向上

項目	取組内容
次世代を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 大阪・関西万博を好機と捉え、「SNS『中の人』育成プロジェクト」として万博期間中の情報発信において若手職員の情報発信力の活用・向上を図るとともに、「大規模イベント運営の『達人』育成プロジェクト」として今後の大規模イベント運営の中核人材の育成と共に現場での臨機応変な対応力を強化した。 新たに基本講義、政策立案、提言発表までを通じて集中的に学ぶ「政策形成集中講座」を実施し、県及び市町村の若手職員が受講した。
チーム力・組織力向上	<ul style="list-style-type: none"> 幹部職員に対して、人間的魅力があり、業務遂行能力等が優れた「人間力」の高い人材を目指し、求められる資質・能力を考察して自己変革の気づきを得るための研修を行った。 職員のスキルや経験が十分に発揮できる職場づくりに向けて、新たに60歳以上の県職員を対象に、財務会計システムの操作に関する研修動画を配信するなど、研修等の充実により職員育成を図った。
多様な人材が働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> より柔軟な働き方ができるように在宅勤務制度を拡充（週1日→週3日、自宅以外の場（コワーキングスペース等）での実施も可）するとともに、在宅勤務時にかかる経費負担軽減のため、在宅勤務手当を創設した。 所属内で上司・部下や職員間のコミュニケーションを活性化し、情報共有が図れる体制づくりに繋がるよう、実践型の研修を実施した。 地域に貢献する副業を「福業」として示すとともに、営利企業等従事許可の基準の考え方を職員に改めて周知した。

（2）デジタル県庁改革・次世代版カイゼン（業務改革）

項目	取組内容
デジタル県庁改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 庁内調査を踏まえた電子申請サービスの更なる推進、県民や職員の問い合わせ対応へのAIチャットボットの拡充、職員の定型作業を代行するRPAロボットの導入拡大、遠隔業務支援であるスマートグラスの活用推進等、各種デジタルツールを活用した県庁DXを推進した。
若手の発想を活かしたカイゼンの推進	<ul style="list-style-type: none"> 業務見直しに係る職員提案制度を改めて庁内周知したところ、提案件数及び優秀提案が増加（R6：0件→R7：32件）。優良事例を新たに知事表彰の対象とし、若手職員からの提案が表彰されるなど、業務改善に関する全庁的な機運醸成を図った。 県庁業務の基礎となる分野（予算、法令等）に関する若手職員勉強会を開催し、若手職員の意欲向上やスキルアップ、横のつながりの強化を促進した。

(3) 多様な主体との協働連携の強化

項目	取組内容
若い力が輝く 県民が主役の 県政の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種広聴制度の県民への認知度を高めるため、県公式LINEの基本メニューに「県政への提案」ボタンを設置し、「県民の声」「パブリックコメント」「県政参画電子アンケート」の周知を図った。 若者の利用が多いInstagramへ「県政参画電子アンケート」の広告を掲載し、会員を募集した。
民間との協働 連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県が抱える行政課題や民間事業者等に求めたいアイデアなどのテーマを提示し、民間事業者等からの提案・相談を募集する「県課題提示型」を積極的に活用し、「民間提案事業サポートデスク」を通じた官民連携の取組を活性化した。 (株)みずほ銀行と令和7年7月に包括連携協定を締結し、「産業振興」「観光振興・県産品販売促進」「金融リテラシー向上」等の取組を実施することにより地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることとした。 県民文化会館のネーミングライツパートナーとして、(株)鳥取銀行と契約を更新し、「とりぎん文化会館」の愛称を継続することとなった。
公共施設等の 適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> 第1期鳥取県公共施設等総合管理計画の取り組みを総括し、新たに令和8年度から令和27年度までの20年間を計画期間とする第2期鳥取県公共施設等総合管理計画を策定した。 県・市町村財産担当課長会議を開催し、公共施設保有に係る課題や指定管理者制度における資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況などについて、情報共有を図った。

3 令和8年度の主な取組（予定）

人材育成・組 織力向上	<ul style="list-style-type: none"> 多様で意欲ある人材の確保に向けて、県庁インターンシップの受入人数の増加や有償での実務体験型インターンシップを新たに実施する。また、公務のイメージ向上のための動画作成による情報発信を行う。 4月1日から勤務間インターバル制度を本格実施し、職員の健康及び生活時間の確保を推進する。 行政改革プロジェクトチーム（座長：政策統轄監）において、チームによる業務遂行を推進すること等、組織力向上に向けた取り組みを検討する。
デジタル県庁 改革・次世代 版カイゼン	<ul style="list-style-type: none"> 「主要な行政手続きのオンライン提供の割合100%」に向けて、更なる手続きのオンライン化を進める。 EBPM（証拠に基づく政策立案）による「業務見える化」の推進に向けて、その意義や統計データを活用したEBPMの取組について一層の普及啓発を図ることを目的に庁内向けにセミナーを開催するとともに、予算編成時に設定した評価指標に基づく事業の検証・見直しを徹底する。
多様な主体と の協働連携の 強化	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取方式ローカルPFIの持続的な発展に向けて、鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームにおいて、物価や金利上昇の影響等について行政・金融機関・経済団体による意見交換を行う。 次期指定管理者（R11～）更新における事業者の参入意欲の喚起に向けて、民間事業者へのサウンディングを継続実施するとともに、公の施設・指定管理者制度の見直し方針の検討を進める。

第3回行政改革プロジェクトチーム会議の開催結果について

令和8年4月21日
行財政改革推進課

部局横断的にデジタル化を含めた行政改革を推進するため設置している「行政改革プロジェクトチーム」の第3回会議を開催しましたので報告します。

- 1 日時 令和8年3月30日（月）午後3時～午後3時30分
- 2 出席者 政策統轄監（チーム長）、令和の改新戦略本部・総務部・会計管理部 各部長

3 概要

第1回会議で申し合わせた ①デジタル県庁改革 ②業務プロセス改善・業務効率化 ③県出資法人の資金運用に係る見直しにおける取組の成果のとりまとめを実施した。

(1) デジタル県庁改革

○行政手続きに係るオンライン提供原則化の推進、電子契約の拡大推進

- ・月50件以上の申請等が行われる手続きを対象として、オンライン提供可能な手続きの電子申請様式作成等を個別に支援し、対象となる手続き23件のうち35%（8件）の電子申請化を実現した。
- ・担当者向けに電子契約サービスの操作体験研修会を開催。電子契約サービスによる電子契約件数は前年度比30%（約1,000件/年）増加した。※1か月間（4月～2月）での比較
- ・デジタル化を進めるため国が改善を求めているアナログ規制737件のうち、令和7年度は65件の見直しを実施した。令和5年度から令和7年度にかけて約77%（569件）の見直しが完了した。

○業務適正化等に向けた更なるDX導入

- ・支出負担行為起案時の記載や添付の漏れが多い項目について、漏れを防ぐため、電子決裁システムを改修し、あらかじめ記載・添付場所を明確化した。
- ・宿泊費に夕食又は朝食代が含まれる場合に必要となる宿泊手当の減額調整について、旅費システムを改修し、調整額の手入力を不要とする自動減額調整機能を付与した。

(2) 業務プロセス改善・業務効率化

○県庁業務への民間活力の導入

- ・民間事業者と連携して解決したい行政テーマを庁内募集し、11件の行政テーマに対する提案の公募を実施。民間事業者への課題の周知及び課題解決に向けた働きかけを強化することにより、提案受付件数は53件へ増加した。（前年度（30件）から約1.8倍増）
- ・更なる庶務業務の集約化やアウトソーシングによる全庁的な業務負荷を軽減するため、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の導入可能性について、他自治体でBPOの実績のある複数事業者と意見交換を行った。

○職員提案による事業・プロセスの見直し

- ・職員から提案を募集し、その提案の実現に向けて取り組む「ひらめき提案」制度の活用促進に向け、制度の周知を図ることにより提案件数32件へ増加した。（R6:0件→R7:32件）

○EBPMの導入・展開

- ・令和8年度当初予算要求から、EBPMの要素を取り込む形で予算要求データベースを一部改修し、既存の入力項目「これまでの取組と評価」を活用した行政評価を開始した。

(3) 県出資法人の資金運用に係る見直し

○県一括運用に向けた検討

- ・県出資法人を対象とし、資金運用をテーマとしたセミナーを11月に実施し、同日、県・金融機関・出資法人による意見交換を行った。
- ・県による資金の一括運用について、12～3月に金融機関（4法人）へヒアリングを実施した。

4 令和8年度取組

取組テーマを一部見直した上で、令和8年度も引き続き行政改革プロジェクトチームにより行政改革を推進することとし、令和8年5月に第1回会議を開催し、具体的取組を申し合わせする予定。

令和7年度第2回鳥取県協働連携会議の開催結果について

令和8年4月21日
行財政改革推進課

行政手続・規制の見直しや民間事業者等（企業、NPO、大学等）が県と協働して行う地域活性化に関する取組等の参考とするため、有識者等の意見を聴取する「鳥取県協働連携会議」の第2回会議を開催しましたので報告します。

1 日 時 令和8年3月26日（木）午後2時30分～午後4時

2 出席者 委員9名（2名欠席）

3 概要

(1) 規制改革について

規制改革の取組状況や手続見直し提案ポストに提案のあった提案内容や対応状況について報告した。

○全庁的なカイゼン活動に伴う添付書類の削減等

- ・令和7年度に県民・職員双方の負担軽減につながる3テーマを設定し、見直しを実施した全庁的なカイゼン活動の取組について報告した。

	見直しが必要とされる事務	令和8年3月末時点で見直し完了	令和8年4月以降完了予定
		申請書等で求めている添付書類の削減	39
規則・要綱等で定める基準日数の緩和	20	16	4
進達等の地方機関を経由する事務の見直し	7	0	7
計	66	19	47

○手続見直し提案ポストの提案受付状況と活性化

- ・「手続見直し提案ポスト」への提案が低調な状況が続いていたため、令和7年度に活用促進に向け個人・民間事業者等への周知を図り、2件の提案を受け付けたことについて報告した。

<提案事項>

- ・小中学生の第3の学びの場の活用に関する制度運用の見直し
- ・地方創生と市街化調整区域について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提案受付件数（R8.2時点）	1	1	2	0	2

(2) 民間事業者と県による協働の取組について

民間提案事業サポートデスクにおいて受け付けた提案・相談案件のうち、提案者と担当課で調整中・対応中の案件等について報告した。

<対応中・調整中の案件例>

交通安全教室の実施、企業版ふるさと納税プラットフォームサービス、出資法人の効率的な資金運用方法

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提案受付件数（R8.2時点）	32	24	26（3）	30（2）	53（20）
提案実現・一部実現	14	8	11（3）	14（2）	40（13）

※表中括弧表記は「県課題提示型」による提案・相談件数

(3) 鳥取県協働連携ガイドラインの改定について

県と民間事業者等による協働について具体的な手順や手法を定めた「鳥取県協働連携ガイドライン」について、令和7年12月議会での議論も踏まえ、より時代に合った内容にするため、民間の主体的な発想や参画をより一層推進していく「官民共創ガイドライン（仮称）」への改定方針案について意見交換を行った。

<ガイドラインの改定方針案>

項目	改定方針案概要
第1章 本ガイドラインの趣旨	県と民間事業者等がともにアイデアを持ち寄りながら新たな価値創造を目指す「共創」の視点を明確化
第2章 民間事業者等と県との協働の進め方	対話による共創の実施を進め方に組み込むとともに、企業や県民等発案で共創した事例紹介を充実
第3章 業務提案の流れと留意点	「民間提案事業サポートデスク」を「官民共創サポートデスク」に改称し、行政の施策に何らかの寄与する企画提案のみでなく、共創につながる相談も受け付ける旨を明確化
第4章 鳥取県協働連携会議による検証等	「協働連携会議」を「官民共創会議」に改称し、事後検証ではなく、事業の検討段階からの意見・助言も求める点を強調

<委員からの主な意見>

- ・「共創」という言葉に変えれば変わるものではなく、県民も県庁職員も意識を変えることが重要。
- ・「対等なパートナー」という概念は、逆に上下関係のようなものを意識してしまい共創と相反するという印象があるので留意が必要。

鳥取大火企画展「下田一清が見た鳥取大火」の開催について

令和8年4月21日
公文書館

鳥取大火発生の4月17日にあわせ、大火に関する企画展を下記のとおり開催中です。今年度は、大火を経験した鳥取市出身の歌人、下田一清（しもだ・かずきよ）の日記（初公開）や、大火直後の市街地の様子を撮影した写真などを展示しています。

記

- 1 企画展の名称 「下田一清が見た鳥取大火」
- 2 会期 4月14日（火）～28日（火）午前9時～午後5時 ※会期中は無休
- 3 会場 公文書館1階展示コーナー（鳥取市尚徳町101） ※入場無料
- 4 主催 公文書館
- 5 展示資料（計15点）
 - （1）下田一清「昭和27年 日記」（初公開）
 - （2）鳥取大火関係写真10点（うち7点は初公開）
 - （3）大火延焼図

6 参考

（1）下田一清（1904～1989）について

明治37（1904）年、岩美郡米里村（現鳥取市）の生まれ。大正8（1919）年に邑美農学校を卒業。大正11年に短歌結社「橄欖（かんらん）社」に入り、歌人として活躍する。

昭和18（1943）年、出征先のマレーシアで負傷し、翌年、鳥取市に帰郷。戦後は、鳥取県農協中央会理事、米里保育園長などを務めた。平成元（1989）年に逝去。

令和7年、下田の日記や書簡等の資料が御遺族から公文書館に寄贈された。



下田一清（昭和25年）
個人提供

（2）鳥取大火の概要

昭和27年4月17日午後2時55分頃、鳥取市吉方の市営動源温泉付近から出火。フェーン現象による強い南風のため、火は瞬く間に燃え広がり、旧市街地の3分の2が焼失した。出火原因は特定されていない。